

件名	亀山市議会基本条例の一部を改正する条例	議会事務局 議事調査室
----	---------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成23年の地方自治法の一部改正により基本構想の策定義務が撤廃されましたが、市では、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、今後も総合計画を策定することとし、総合計画条例を制定します。

このことにより、議会基本条例に規定する議会の議決事件について、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

議会基本条例に規定する議会の議決事件を次のように改正します。

<第13条関係>

- (1) 総合計画のうち、基本構想の変更又は廃止の議決については総合計画条例で定めるため、議会基本条例に定める議決事件から削除します。
- (2) 総合計画のうち、基本計画の策定、変更又は廃止についてはこれまでと同様に、議会基本条例に規定する議会の議決事件とし、基本計画の引用法令を総合計画条例に改めます。

3 その他

施行日は、公布の日とします。

【参考】

○ 条例改正後の基本構想及び基本計画の議決根拠

議決事件	議決根拠
「基本構想」の策定、変更又は廃止	亀山市総合計画条例
「基本計画」の策定、変更又は廃止	亀山市議会基本条例

○ 亀山市総合計画条例 第2条第3号（定義）

基本計画・・・基本構想に基づいて市域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策及び手段を示したものをいう。